

令和5年第4回竜王町議会定例会（第1号）

令和5年12月4日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 75号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 76号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 77号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 78号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議第 79号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 8 議第 80号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第 81号 令和5年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第 82号 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第 83号 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第 84号 令和5年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第 85号 令和4年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第 86号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第 87号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第 88号 令和4年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第 89号 令和4年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議第 90号 令和4年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 議第 91号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第20 議第 92号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第21 議第 93号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第22 議第 94号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第23 議第 95号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第24 議第 96号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第25 議第 97号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第26 議第 98号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第27 議第 99号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第28 議第100号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第29 議第101号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第30 議第102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
日程第31 議第103号 町道路線の変更について  
日程第32 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	中村 匡希	2番	三宅 政仁
3番	若井 政彦	4番	大橋 裕子
5番	鎌田 勝治	6番	橋 せつ子
7番	澤田 満夫	8番	磯部 俊男
9番	内山 英作	10番	森島 芳男
11番	山田 義明	12番	小西 久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

7番	澤田 満夫	8番	磯部 俊男
----	-------	----	-------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
代表監査委員	松浦 博	監査委員	内山 英作
副町長	杼木 栄司	総務主監	関司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	井口 清幸
会計管理者	寺本 育美	総務課長	寺嶋 要
未来創造課長	谷 大太	中心核整備課長	森 徳男
税務課長	中島 孝之	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	白井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長	西村 忠晃	自立支援課長	野村 博嗣
農業振興課長	富家 和典	商工観光課長	岩田 宏之
建設計画課長	市岡 忠司	上下水道課長	森岡 道友
教育次長兼 生涯学習課長	知禿 雅仁	教育総務課長	町田 啓司
学校教育課長	安食 敬		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書	記 井村奈緒美
--------	-------	---	---------

開会 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和5年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和5年竜王町議会第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

はじめに、「コンプライアンス確認」について申し上げます。

11月15日の車両点検時において、上下水道課が所管する公用車1台につきまして、車検期間が満了していたにもかかわらず使用していた事実が判明いたしました。このような事態を発生させ、町民の皆様の信頼を損ねることとなりましたことを深く反省し、お詫び申し上げます。

また、令和2年11月25日におきましては、本町職員が官製談合防止法違反などで逮捕されたことを受け、毎年この11月25日は「コンプライアンス確認の日」として研修を実施しております。法令違反や不祥事を起こさないなどリスクマネジメントの観点から、研修を通じて職員一人一人のコンプライアンス意識を高め、直近の事案等の再発防止に徹底してまいります。

次に、「国の補正予算（第1号）」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況は緩和されつつあるものの、日本経済を取り巻く環境は厳しい状況にあり、国の経済対策として、物価高騰対策、賃上げや地方の成長などで構成する補正予算案が11月29日に成立いたしました。本町につきましても、本定例会において、国の物価高騰対策のうち、低所得世帯に対する給付金の追加支給について提案を申し上げるところでございます。引き続き、国や県の動向を注視し、本町に必要な施策について十分に検討した上で事業を推進してまいります。

最後に、本定例会に提案申し上げます案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、7番 澤田満夫議員、8番 磯部俊男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第 75号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第 76号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第 77号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第 78号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号）

日程第 7 議第 79号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第 8 議第 80号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）

**日程第 9 議第 81号 令和5年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）**

**日程第10 議第 82号 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

**日程第11 議第 83号 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）**

**日程第12 議第 84号 令和5年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）**

**○議長（小西久次）** 日程第3 議第75号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第12 議第84号、令和5年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）までの10議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第75号から議第84号までの各議案について、提案理由を申し上げます。

議第75号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告において、「民間給与との較差を埋めるため、月例給、ボーナスともに引上げを求める。」などの勧告をされ、これを踏まえて、国において当該勧告どおり給与改定を行うことを、同年10月20日に閣議決定されたことから、本町においても一般職の職員の給与に関する法律の改正内容に準拠し、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第76号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告において、「民間給与との較差を埋めるため、月例給、ボーナスともに引上げを求める。」などの勧告をされ、これを踏まえて、国においては当該勧告どおり給与改定を行うことを、同年10月20日に閣議決定されたことから、本町においても特別職の職員の給与に関する法律の改正内容に準拠し、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第77号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、滋賀県福祉医療費助成制度の見直しにより、市町福祉医療費助成条例準則の一部が改正されました。当該改正において、子どもを対象とした制度拡充として、従来の乳幼児に加えて新たに高校生世代を助成対象とされたことから、本町においても、従来の乳幼児・小中学生に加えて高校生世代を助成の対象とすべく、条例の一部を改正するものです。併せて、当該改正において、障がい者を対象とした制度拡充として、精神障がいの程度が1級または2級である者が新たに

助成対象とされたことから、所要の改正を行うものです。

次に、議第78号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が74億6,873万5,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ4億4,430万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,303万9,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、歳出予算におきましては、住民対応窓口のワンストップ化に向けた総合庁舎便所（東側）のバリアフリー化等の改修工事に要する経費、さらに、国において、低所得世帯に対する支援を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加給付すると決定されたことにより、給付金及びこれのシステム改修に要する経費について増額するものでございます。

歳入予算におきましては、庁舎の便所改修工事に対する町債、寄附の増加見込みにより、未来につなぐふるさと交電寄附金を増額するものでございます。

繰越明許費につきましては、庁舎の便所等改修工事及びため池耐震調査が年度末までに完了しない見込みであることから設定するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、今年度中に次年度以降の事業実施の手続を進められるよう追加するものでございます。

地方債補正につきましては、事業実施の財源として増額の変更をするものでございます。

次に、議第79号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、12億7,952万8,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ659万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,612万円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、国保連合会保健事業負担金及び保険給付費等交付金特別交付金の額の確定により返還金を増額するとともに、歳入予算におきまして、保険給付費等交付金特別交付金及び特定健診等の事業費が確定したことによる負担金の追加交付、並びに、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第80号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、医科におきまして、現在お認めをいただい

ております当初予算の歳入歳出予算額が310万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ83万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、診療所の施設整備工事費を増額するとともに、歳入予算におきまして、一般会計からの繰入金を増額し、令和4年度決算に伴い前年度繰越金を減額するものでございます。

歯科におきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が5,260万円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ26万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,233万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出予算におきまして、年度末までの見込みにより人件費を減額するとともに、歳入予算におきまして、財政調整基金繰入金及び保険者努力制度交付金を減額するものでございます。

次に、議第81号、令和5年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が5,925万5,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ333万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,259万2,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、令和4年度決算に伴い繰越金が確定したことから、所要の補正を行うものでございます。

次に、議第82号、令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が10億3,762万3,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1,187万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,949万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出予算におきまして、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費を増額するとともに、歳入予算におきまして、歳出予算の補正に伴い介護保険料等を増額するものでございます。

次に、議第83号、令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、令和5年度竜王町水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出

の既決予定額3億2,128万2,000円に、今回17万5,000円を増額し、3億2,145万7,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしまして、総係費を増額するものでございます。

次に、議第84号、令和5年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和5年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額5億803万3,000円に、今回53万4,000円を増額し、5億856万7,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしまして、総係費を増額するものでございます。

以上、議第75号から議第84号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第78号の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 寺嶋総務課長。

**○総務課長（寺嶋 要）** ただいま、町長から議第78号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料37ページの令和5年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

主な歳出から説明いたします。

総合庁舎便所（東側）等改修工事監理業務委託料283万7,000円及び総合庁舎便所（東側）等改修工事6,642万円の増額は、総合庁舎東側の1階から3階の便所について、バリアフリー化等を目的とした改修工事等を行うことから増額するものでございます。

次に、ふるさと納税推進費といたしまして、手数料967万8,000円及びふるさと納税業務委託料6,436万2,000円の増額は、現予算から1億5,000万円の寄附の増加を見込んでおることから、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

次に、通学定期補助金60万円の増加につきましては、通学定期利用者の増加により増額するものでございます。

次に、町税過年度過納還付金300万円の増額につきましては、法人町民税において確定申告により還付が発生したこと、また、その他の税においても今後の執行状況により還付が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、住民基本台帳システム等改修委託料685万8,000円の増額につきましては、国においてマイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載すると決定さ

れたことに伴い、システム等を改修する必要があることから増額するものでございます。

次に、障がい福祉制度改正に伴うシステム改修委託料132万7,000円の増額につきましては、令和6年4月から障害福祉サービス等の報酬が改定されることに伴い、システムを改修する必要があることから増額するものでございます。

次のページに移っていただきまして、低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰支援事業といたしまして、システム開発業務委託料288万2,000円及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金4,900万円の増額は、国において、低所得世帯に対する支援を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加給付すると閣議決定されたため、増額するものでございます。

次に、自立支援給付費2,550万円の増額につきましては、障害福祉サービス費、障害児通所事業費等が不足するため増額するものでございます。

次に、電算プログラム開発業務委託料98万3,000円の増額につきましては、高校生世代を新たに福祉医療費の助成対象とすることに伴い、システムを改修する必要があることから増額するものでございます。

次に、福祉医療扶助費219万3,000円の増額につきましては、執行見込みにより増額するものでございます。

次に、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料143万1,000円の増額につきましては、令和6年4月から介護報酬が改定されることに伴い、システムを改修する必要があることから増額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金248万6,000円の増額につきましては、介護保険特別会計の補正に伴うルール分を一般会計から繰り出すため、増額するものでございます。

次に、後期高齢者医療負担金229万2,000円の増額につきましては、令和4年度市町負担金の額が確定し、療養給付費分が追加で徴収されることとなったため増額するものでございます。

次に、就学前児童誕生祝報償費60万円の増額につきましては、8月の補正予算でお認めをいただきました、本町で誕生日を迎える子ども1人当たり商品券1万円分の報償費について、対象者の把握方法に誤りがあり、予算が不足するため増額するものでございます。

次に、国保特別会計（施設・医科）繰出金83万7,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計（施設勘定・医科）の補正に伴い、当該会計

の財源不足分を一般会計から繰り出すため、増額するものでございます。

次に、農業委員会委員報酬532万円の増額につきましては、県からの交付金が追加で割り当てられたため、能率給分について増額するものでございます。

次に、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金57万8,000円の増額につきましては、集落営農組織の継続的な発展のための体制の確立及び収益性の改善を図る経営体に対し、資材費や機械導入の補助を行うものでございまして、補助金の追加の内報があったことから増額するものでございます。

次に、県営日野川土地改良事業負担金28万円の増額につきましては、県営かんがい排水事業について、県において10月に予算措置がなされたことから、本町の負担分を増額するものでございます。

次に、ため池詳細調査（耐震）業務委託料2,000万円の増額につきましては、山之上地先の農業用ため池である長池の耐震調査を行うため、増額するものでございます。

次に、県単独土木建設事業負担金1,260万円の増額につきましては、県が実施する道路改良事業の進捗により増額するものでございます。

次に、河川愛護作業補助金193万9,000円の増額につきましては、実績見込みにより不足が生じるため増額するものでございます。

次に、消防用ホース乾燥塔移設工事202万7,000円の増額につきましては、当初予算で当該工事費をお認めいただいておりますが、器具の落下防止対策を講じた乾燥塔を整備したいことから増額するものでございます。

次に、教育施設の消防用設備等点検において不良と指摘を受けたものに対する修繕費といたしまして、中学校につきましては、防火シャッターを修繕するため73万8,000円を、こども園につきましては、緊急放送設備を修繕するため86万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、公債費といたしまして、償還元金2万4,000円の増額及び償還利子366万4,000円の減額につきましては、元利均等方式を設定した町債について、借入先の利率見直しに伴い借入時より利率が低くなった結果、不足が生じる元金を増額するとともに、今年度の支払利子の総額が確定したことから利子を減額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交産基金積立金1億5,000万円の増額につきましては、寄附の増加を見込むことから積立金を増額するものでございます。

次に、年度末までの執行見込みにより人件費309万4,000円を減額する

ものでございます。

続いて歳入補正予算でございますが、37ページの主な歳入から説明いたします。

国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金1,275万円の増額につきましては、自立支援給付費の2分の1について国が負担することにより増額するものでございます。

次に、障害者総合支援事業費補助金66万3,000円の増額につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修費用の2分の1について、国が補助することにより増額するものでございます。

次に、介護保険事業費補助金71万5,000円の増額につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の2分の1について、国が補助することにより増額するものでございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金685万8,000円の増額につきましては、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載するための住民基本台帳システム等改修費用について、国が全額補助することにより増額するものでございます。

次に、県支出金について、障害者自立支援給付費負担金637万5,000円の増額につきましては、自立支援給付費の4分の1について県が負担することにより増額するものでございます。

次に、福祉医療扶助費の歳出補正予算のうち、県事業分が減額の補正となるため、福祉医療費補助金を61万8,000円、重度心身障害老人等福祉助成補助金を10万1,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、農業委員会費交付金581万5,000円の増額につきましては、追加で交付されることとなったことから増額するものでございます。

次に、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金57万8,000円の増額につきましては、集落営農組織の取組に対する町補助に対して県が全額補助することにより増額するものでございます。

次に、農地防災事業補助金2,000万円の増額につきましては、ため池の耐震調査費用に対して県が全額補助することにより増額するものでございます。

次に、河川愛護活動事業委託金193万9,000円の増額につきましては、河川愛護作業補助金の増額補正に対して県が全額補助することにより増額するものでございます。

次に、町債について、庁舎維持修繕事業債 5,460 万円の増額につきましては、庁舎便所（東側）改修工事の財源とするため増額するものでございます。

次に、基幹水利施設保全管理事業債 30 万円の増額につきましては、県営かんがい排水事業に対する町負担金の財源とするため増額するものでございます。

次に、その他といたしまして、未来につなぐふるさと交産寄附金 1 億 5,000 万円の増額は、寄附の増加を見込むため増額するものでございます。

次に、今回の補正予算に伴い、前年度繰越金 1 億 6 4 6 万 4,000 円を増額するとともに、不足する財源に対応するため、財政調整基金繰入金を 7,439 万 5,000 円増額するものでございます。

次に、38 ページの繰越明許費について説明いたします。

庁舎便所（東側）等改修工事及びため池耐震調査が年度末までに完了しない見込みであることから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、来年度における業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、追加するものに加えまして、町内の各公共施設における指定管理者の更新に係るものについてそれぞれ追加を行うものでございます。

最後に、地方債補正でございますが、先ほど歳入において説明しましたとおり、事業実施の財源とする増額の変更を行うものがございます。

以上、令和 5 年度竜王町一般会計補正予算（第 5 号）の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 13 議第 85号 令和 4 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 14 議第 86号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について**
- 日程第 15 議第 87号 令和 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について**
- 日程第 16 議第 88号 令和 4 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 17 議第 89号 令和 4 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 18 議第 90号 令和 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長（小西久次）** 次に、日程第 13 議第 85 号、令和 4 年度竜王町一般会計

歳入歳出決算認定についてから日程第18 議第90号、令和4年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第85号から議第90号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第85号、令和4年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第86号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第87号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第88号、令和4年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第89号、令和4年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第90号、令和4年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第85号から議第90号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 寺本会計管理者。

**○会計管理者（寺本育美）** ただいま、町長から提案理由の説明がありました議第85号から議第90号までの各議案につきましては、令和4年度の一般会計及び各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条、並びに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして御説明申し上げます。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心に御説明申し上げます。

まず、議第85号、令和4年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

一般会計の決算額は、歳入総額が73億1,399万3,103円、歳出総額が67億868万5,207円となりました。歳入歳出差引額は6億530万7,

896円となり、このうち、翌年度に繰り越した事業に要する財源3億9,769万3,000円を差し引きますと、実質収支額は2億761万4,896円の黒字となります。ここから、令和3年度の実質収支額3億9,064万5,908円を差し引きますと、単年度収支額は1億8,303万1,012円の赤字となります。さらに、単年度収支額に、財政調整基金への積立金2,730万6,239円を加えた実質単年度収支額は、1億5,572万4,773円の赤字となりました。

次に、決算報告書の148ページからを御覧いただきたいと思います。

令和4年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別、並びに性質別決算状況等について、153ページまでにわたり記載しています。金額については、千円単位でございます。

まず、148ページの歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が64.6%、依存財源が35.4%となっており、前年度と比較しますと、自主財源の割合が5.2ポイントの増となっております。歳入総額では、前年度に比べて1億7,020万1,000円の増となり、率にして2.4%の増となりました。

前年度と比較して大きく変動のあった科目や特色あるものについてその要因等を見てみますと、まず、自主財源でございますが、町税につきましては決算額が36億4,850万5,000円となり、前年度と比較して1億9,712万1,000円、率にして5.7%の増となりました。これは、町内立地企業の業績により法人町民税が前年度より約6,000万円の減収となったものの、町内立地企業の設備投資により固定資産税が約2億2,000万円の増収となったこと等によるものです。

次に、自主財源のうち増減額の最も大きかった繰越金については、前年度と比較して2億5,813万4,000円、率にして130.1%の増加となりました。これは、令和3年度において、町税の決算額が予算額以上となったこと等によるものです。

次に、依存財源でございますが、地方交付税につきましては、前年度と比較して2億764万4,000円、率にして85.3%の減となりました。これは、令和4年度において普通交付税が不交付となったことによるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、前年度と比較して2億278万6,000円、率にして18.0%の減となりました。これは、前年度において、子育て世帯に対する臨時特別給付事業費補助金約1億9,000万円の交付があったこと

等によるものです。

次に、県支出金につきましては、前年度と比較して2億2,055万3,000円、率にして46.3%の増となりました。これは、畜産競争力強化対策整備事業費補助金約2億1,000万円の交付を受けたこと等によるものです。

次に、町債につきましては、前年度と比較して5,569万7,000円、率にして14.3%の減となりました。これは、令和4年度に予定していました大規模の普通建設事業を翌年度に繰り越したことによるものです。

次に、150ページから説明をさせていただきます。

歳出総額は、前年度と比較して2,142万3,000円の増、率にして0.3%増加となりました。

歳出の構成比を目的別に見てみますと、構成比の大きい順に、民生費が26.3%、次に総務費が17.9%、続いて土木費が11.5%、教育費が10.7%となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては、前年度と比較して1億3,454万5,000円、率にして12.6%の増となりました。これは、総合庁舎別館改修工事約1億2,000万円の増加等によるものです。

次に、農林水産業費につきましては、前年度と比較して1億6,338万1,000円、率にして42.2%の増となりました。これは、牛舎等の整備に対する畜産競争力強化対策整備事業費補助金約2億1,000万円の増加等によるものです。

次に、商工費につきましては、前年度と比較して9,717万6,000円、率にして46.7%の減となりました。これは、前年度において、地方創生テレワーク交付金約9,000万円を交付したこと等によるものです。

次に、諸支出金につきましては、前年度と比較して2億2,442万1,000円、率にして43.0%の減となりました。これは、財政調整基金や減債基金への積立てが減少したこと等によるものです。

次に、152ページの性質別の構成比で見えますと、義務的経費では、人件費が21.4%、扶助費が13.9%、公債費が5.6%となっております。また、投資的経費では、普通建設事業費が13.4%となり、その他の経費については、構成比の大きいものでは、補助費等が18.1%、物件費が17.1%となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて、説明を申し上げます。

義務的経費のうち扶助費につきましては、前年度と比較して1億7,629万5,000円、率にして15.9%の減となりました。これは、前年度において児童1人当たり10万円を支給しました、子育て世帯への臨時特別給付金を交付したこと等によるものです。

次に、投資的経費のうち普通建設事業費につきましては、前年度と比較して4億9,292万1,000円、率にして121.1%の増となりました。これは、畜産競争力強化対策整備事業費補助金約2億1,000万円、総合庁舎別館改修工事約1億2,000万円、竜王西幼稚園跡施設改修工事約8,000万円の増加等によるものです。

次に、その他の経費のうち積立金につきましては、前年度と比較して2億2,441万4,000円、率にして43.0%の減となりました。これは、財政調整基金や減債基金への積立てが減少したこと等によるものです。

以上のように、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況は緩和されつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景に、原油や穀物等の価格が供給の不安定化により先行きの不確実性が高まる中ではありますが、活用できる財源を最大限に確保し、限られた財源の中でも、重点施策プロジェクトに位置づけられた事業を中心に実施しました。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の3ページから9ページまでに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。歳出につきましては、決算報告書の10ページから147ページまでにわたり各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を併せて列記しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。説明は省略させていただきます。

また、決算書の152ページから155ページまでには、公有財産の土地及び建物の令和4年度中の増減、並びに年度末現在高を、156ページには、山林、物権、出資による権利の状況を、さらに、157ページ及び158ページには、50万円以上の重要物品を、159ページから161ページまでには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金及び用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せて御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、令和4年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

次に、議第86号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の154ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度における竜王町国民健康保険の被保険者数については2,228人で、前年度と比較して91人、率にして3.9%の減少となりました。これは、制度改正により令和4年10月から適用拡大された社会保険への移行や、団塊の世代が令和4年から順次75歳を迎え、後期高齢者医療へ移行したことによるものです。竜王町の居住者全体から見た竜王町国民健康保険への加入割合では、世帯数は30.3%、被保険者数は19.2%となっています。国保の加入世帯数及び被保険者数等の詳細につきましては、決算報告書の154ページに記載のとおりでございます。

決算収支の状況は、歳入総額が11億4,585万7,505円、歳出総額が11億3,027万9,320円で、歳入歳出差引額は1,557万8,185円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書166ページ款5の国民健康保険税が2億255万7,980円、167ページ款25の県支出金が8億5,338万7,593円、168ページ款40の繰入金7,699万3,594円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、173ページ款10の保険給付費が8億2,671万352円、175ページ款17の国民健康保険事業費納付金が2億8,032万567円、国保の財政運営主体である県への納付金です。

次に、176ページ款25の保健事業費が1,156万4,902円で、主な支出は特定健康診査の実施に伴う経費や人間ドック検診の補助金などです。

決算書181ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第87号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は162ページからでございます。

まず、医科でございますが、医科診療所につきましては、令和3年10月に「あえんぼクリニック」を開所し、指定管理により運営を行っております。決算収支は歳入総額が1,197万5,722円、歳出総額が1,197万5,722円で歳入歳出差引額は0円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、決算書187ページ款25の繰入金885万3,404円は、一般会計及び財政調整基金からの繰入れでございます。

歳出の主なものといたしましては、189ページの款5総務費が1,027万25円で、このうち1,000万円は、あえんぼクリニックの円滑な運営を図るため、指定管理者に対する医療従事者確保支援交付金でございます。

以上が医科の内容でございます。

次に、決算報告書163ページ、歯科における決算収支について御説明申し上げます。

歳入総額が5,595万6,037円、歳出総額が4,902万6,712円で、歳入歳出差引額は692万9,325円となりまして、実質収支額も同額となっております。

受診状況は、決算報告書の165ページでございますが、年間受診件数は4,160件、年間外来者数は6,127人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復しつつあり、これにより年間診療収入について増額となりました。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書191ページ款5の診療収入が4,643万8,718円、192ページ款25の繰入金127万7,862円、193ページ款35諸収入が194万5,696円でございます。

歳出の主なものは、決算書194ページ款5の総務費が3,774万1,882円で、人件費及び施設の維持管理費等でございます。また、196ページ款10の医業費は854万1,993円で、診療に必要な資材費等でございます。

決算書の199ページから201ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第88号、令和4年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定

について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は168ページからでございます。

令和4年度の学校給食については、日々約1,250食を調理提供する中で、成長期における園児・児童・生徒の健康増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供し、併せて、望ましい食習慣の形成を図る重要な「食育」の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでまいりました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,164万1,795円、歳出総額が5,814万9,021円で、歳入歳出差引額は349万2,774円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入でございますが、決算書は205ページでございます。

歳入の主なものといたしましては、款5の給食費負担金が歳入の大部分でございまして、決算額は5,627万1,984円でございます。また、206ページ款40繰入金は350万5,369円で、このうち300万円は、コロナ禍における原油価格や物価高騰等の影響を受けて、一般会計から繰入れを行ったものです。

歳出につきましては大部分が給食資材費でございまして、207ページ款5の給食事業費として5,814万9,021円でございます。

以上、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第89号、令和4年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は171ページからでございます。

介護保険の第1号被保険者数は、令和4年度賦課時点では3,393人で、うち後期高齢者数は1,604人であります。また、要介護・要支援認定者数は559人であります。

決算収支の状況は、172ページでございますが、歳入総額が10億1,235万748円、歳出総額が9億4,825万2,586円で、歳入歳出差引額は6,409万8,162円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書213ページ款5の保険料が2億6,288万5,320円、款15の国庫支出金が1億9,293万6,647円、

214ページ款20の支払基金交付金が2億3,922万5,626円、215ページ款25の県支出金が1億4,015万3,703円、216ページ款35の繰入金金が1億2,667万9,987円でございます。

歳出の主なものとしたしましては、決算書220ページ款10の保険給付費が8億5,134万1,374円でございます。また、225ページ款11の地域支援事業費は、2,546万2,213円でございます。これは、地域包括支援センターの業務による介護予防事業に要した費用でございます。続いて、227ページ款20基金積立金は3,106万432円で、介護給付費準備基金に積立てを行いました。

詳細につきましては、決算報告書の171ページから一般状況を、また、172ページ以降に経理状況をそれぞれ記載させていただいております。また、決算書の231ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第90号、令和4年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は188ページからでございます。

後期高齢者医療制度における被保険者は、75歳以上の全ての人と65歳以上で一定の障がいがあり当制度を選択した人ですが、年度末時点での被保険者数は1,651人で、前年度に比べ93人、率にして6.0%の増となりました。保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては保険料徴収を行っておりますが、現年度分の収納率は99.96%でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億3,253万9,472円、歳出総額が1億3,213万2,177円で、歳入歳出差引額は40万7,295円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書235ページ款5の後期高齢者保険料が1億466万7,758円、款20の繰入金は2,598万9,014円で、そのうち2,467万9,421円は保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は237ページでございます。款5の総務

費が186万2,193円で、被保険者証の交付及び保険料徴収の事務費でございます。また、款10の後期高齢者医療広域連合納付金が1億2,937万3,351円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

これをおもちまして、議第85号から議第90号までの各議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時20分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

松浦代表監査委員。

**○代表監査委員（松浦 博）** 令和4年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況の審査結果について、御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和4年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況について、審査を実施いたしました。審査に当たり諸帳簿の照合、計数の確認、並びに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。決算内容については、大きな不用額のある項目も見られましたが、ほぼ適正に運用されているものと見受けました。今後も、各部署における経費節減に向けた努力について、さらに分析を行い、具体的な成果につながることを期待します。

一般会計は、歳入総額73億1,399万3,000円（前年度比1億7,020万1,000円／2.4%増）、歳出総額67億868万5,000円（前年度比2,142万3,000円／0.3%増）でした。歳入歳出差引額は6億530万8,000円、単年度収支額はマイナス1億8,303万1,000

円の赤字決算となりました。

特別会計は、5会計合計で、歳入総額24億2,032万1,000円（前年度比マイナス2億5,801万1,000円／9.6%減）、歳出総額は23億2,981万6,000円（前年度比マイナス2億7,470万7,000円／10.5%減）でした。歳入歳出差引額の合計額は9,050万5,000円となり、前年度比1,669万6,000円の増加となりました。

財務状況は、一般会計の財政力指数が1.026となり、令和4年度は再び普通交付税の不交付団体となりました。

経常収支比率は前年度より3.5ポイント上がり83.5%となり、やや財政の硬直化が進みました。この主な要因は、普通交付税、法人事業税及び地方特例交付金等の減少が大きく影響し、本町においては、経常一般財源における町税の年度間の変動額が大きいことから、町税収入の動向によっては指標が大きく悪化することも考えられます。

一方、経常経費のうち義務的経費は減少に転じたものの、将来的な趨勢には増加傾向にあると言えます。また、実質公債比率は5.3%と1ポイント低くなったものの、一般会計、直診会計、水道事業会計、下水道事業会計の町債残高の総合計は93億5,475万1,000円と依然として多額な状況にあります。については、町債残高に留意しつつ、経常経費の抑制と町税をはじめとする経常一般財源の安定化・拡充化の下での戦略的な財政運営が期待されます。

収入未済状況を見ますと、町税や国民健康保険税等において初動対応や面談記録管理に対応成果が見られ、滞納額の減少が認められます。今後も滞納対応に着実に実施され、収納率の向上を図られるよう期待します。

効率経営の原点とも言える職場の整理整頓についても、改善が顕著となってきたことから、職場環境の整備へステップアップするためにも、定義をいま一度各部署で共有され、働きやすい明るい職場へと改善に期待します。

また、特定職員への作業集中や繁忙期及び人事異動時期等の業務量の平準化に、業務細分化表（仮称）等の管理表を全庁的に運用し活用され、ワークライフバランスを意識した業務改善にも期待します。

なお、農村下水道使用料徴収問題、官製談合防止法違反等の事件についての着実な再発防止策等の遂行、「正しい事務処理」の励行をもって、町行政の信頼回復に努められたい。

最後に、行財政改革並びに業務の効率化を図られ、住民福祉の向上に努められ

ることを期待して、審査の意見とします。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 19 議第 91号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 20 議第 92号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 21 議第 93号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 22 議第 94号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 23 議第 95号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 24 議第 96号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 25 議第 97号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 26 議第 98号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 27 議第 99号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 28 議第 100号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 29 議第 101号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 30 議第 102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 31 議第 103号 町道路線の変更について

○議長（小西久次） 次に、日程第 19 議第 91号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてから日程第 31 議第 103号、町道路線の変更についてまでの 13 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました、議第 91号から議第 103号までの各議案について、提案理由を申し上げます。

議第 91号から議第 102号までにつきましては、町内各公共施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議第 91号は、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」につきまして、今日まで同施設の指定管理者として宿泊施設の利便性の向上や利用者目線に立ったサービスの充実に努めるとともに、地域資源を活かした事業や町内の子どもたちを対象とした事業を積極的に行い、豊かな郷土愛を育む事業展開に係るノウハウを有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から3年間とするものでございます。

次に、議第92号は、竜王かがみの里につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、地域の農業者及び生産組合と良好な関係を構築し、農産物のブランド化及び農産物を活用した新たな商品開発、事業者との連携による販売促進、四季折々のイベントを実施する等、積極的な運営方針を持っており、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第93号は、竜王町介護予防拠点施設のうち、鶴川ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザにつきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、地域福祉の増進を図るための事業や支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営の実績と介護予防事業や地域福祉活動についての企画、運営等のノウハウを有する社会福祉法人竜王町社会福祉協議会を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第94号は、竜王町介護予防拠点施設のうち、岡屋ふれあいプラザにつきまして、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を持ち、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、管理運営の実績と介護予防のための運動指導を行える専門職員を有する公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から3年間とするものでございます。

次に、議第95号は、竜王町シルバーワークプラザにつきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有し、地域の高齢者の就労活動を通じた社会参加促進のため、高齢者の就業に関する相談及び就業機会の開拓に精通しているほか、ボランティア活動等により積極的に地域貢献を果たしている事業者として、公益社団法人竜王町シルバー人材センターを指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第96号は、竜王町農村運動広場につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を有し、近隣に設置されている妹背の里と一体的に管理を行うことにより、効率的な相互の施設利用が図られ、地域の団体との連携など運営の方向性が示されていることから、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から3年間とするものでございます。

次に、議第97号は、竜王町農林公園施設である交流促進施設「ふれあい広場」、産地形成促進施設「産地直売所」、農村水辺修景施設「エビス池公園」、公衆便所、農産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設「直売所」につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、農産物の流通販売と集客活動、情報発信など地域の農業者と町内外からの消費者をつなぎ、新たな竜王ブランド事業を展開していくノウハウを有し、重点道の駅として地域の農業者の活力を伸ばす事業を積極的に推進され、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第98号は、竜王町農村環境改善センターにつきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、農業の拠点施設の機能を十分に発揮し、販売のみならず商品加工開発等の6次産業化を推進しており、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第99号は、竜王町田園空間博物館施設のうち農村田園資料館につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、竜王町農林公園施設の各施設との相乗効果により農村田園資料館への集客の増加に努められ、都市と農村の交流促進を進められた実績と、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第100号は、竜王町地域産業研修センターにつきまして、今日まで

同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を有し、施設の設置目的である地域産業の発展と、これに資する人材育成の支援に当たり、施設の有効活用及び適正な運営が図れる者として、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から3年間とするものでございます。

次に、議第101号は、竜王町都市公園施設である竜王町総合運動公園につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有し、安全面に配慮した効率的な施設管理を実施され、各種スポーツの有資格者を配置し、地域のスポーツ振興に携わる体制を有しているだけでなく、スポーツを通じた子どもたちの育成や新規事業の開拓に努めている公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から3年間とするものでございます。

次に、議第102号は、あえんぼクリニックにつきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、家庭医として総合的な診療に取り組まれるとともに、医療、保健、福祉、介護が切れ目なく提供できる地域包括ケアシステム推進のための提供体制を整え、医師をはじめとした専門スタッフの育成に尽力され、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を有する医療法人滋賀家庭医療学センターを指定するものでございます。

なお、指定する期間は、令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議第103号、町道路線の変更についてにつきましては、隣接する土地の有効活用が図れますことから、町道東谷田野神線の路線を変更いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議第91号から議第103号までの提案理由といたします。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 議員派遣について

○議長（小西久次） 日程第32 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時45分